



各 位

平成18年5月19日

会 社 名 株式会社ゴールドウイン  
代 表 者 名 取締役社長 西田 明 男  
(コード番号 8111 東証1部)  
問 合 せ 先 常務取締役 財務担当  
社 長 慧  
TEL(03)3481-7203

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および取締役に対する報酬等として会社法第361条に定める事項の承認を求める議案を、平成18年6月29日開催予定の当社第55回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社および当社関係会社(海外法人を除く。以下、「当社子会社等」という。)の取締役、監査役および従業員の当社株式の株価上昇および当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保することにより、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社等の取締役、監査役および従業員

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 160万株を上限とする。

なお当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、新株予約権発行後、目的となる株式の数の調整が必要となるやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

##### (2) 発行する新株予約権の総数

1,600個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1,000株)を上限とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次に定める算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

また、新株予約権の割当日後、上記の他、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事情が生じた場合は、当社が適当と考える方法で、行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成25年6月30日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、行使時においても当社または当社子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社または当社子会社等の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めない。
- ③ 新株予約権の質入、その他一切の処分は認めない。
- ④ その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割計画もしくは分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

#### 4. 取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

当社の取締役の報酬額は、平成4年6月26日開催の第41期定時株主総会において、年額250百万円以内とする旨承認され現在に至っているが、この確定額金銭報酬の枠内で、当社の取締役に対してストックオプションとして上記3.記載の内容の本新株予約権を総数上限100個の範囲内で割当てるものとする。

報酬等として割当てる本新株予約権の額の算定方法は、割当日において算出される本件新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日において在任する当社取締役に割当てる本件新株予約権の総数を乗じて得た額とする。なお、本件新株予約権1個当たりの公正価値とは、新株予約権を算定するにあたり一般に用いられているブラック・ショールズモデルに基づき算出された金額とする。

また、取締役報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとする。

以 上